

暮らしのお知らせ

冬季の省エネルギー対策

室温は20℃以下を目安に



冬はエネルギーの消費が増大します。普段以上に省エネを心掛けましょう。

- 暖房は室温20℃以下を目安に温度調節をする
- 家族で一つの部屋に集まる、公施設や地元の商店街を利用するなど「ウォームシェア」をする
- 電気・ガス・石油機器の購入時は省エネタイプにする
- 電気製品は電源を入れたままにせず、長時間使わないときはプラグを抜く

○冷蔵庫内は季節に合わせて温度調節を行い、物を詰め込み過ぎない

○料理の下ごしらえに電子レンジを活用する

○お風呂が冷めないうちに続けて入浴する

○シャワーは不要時に流したままにしない

市では、11月1日～3月31日の期間、職員のウォームビズ(室温20℃を目安とした空調の稼働と、過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
※くわしくは環境計画課 ☎20・1533へ。

市営住宅の入居者を募集

受け付けは

12月3日～17日

市では、市営住宅の入居者を次

募集する市営住宅

団地名(所在地)	募集戸数	間取り	入居人数
南団護台団地 (団護台1254-2)	1 (1階)	1DK (6畳)	1人以上
南団護台団地 (団護台1254-2)	1 (1階)	2DK (6、6畳)	2人以上
中団護台団地 (団護台2-3-1)	1 (1階)	3DK (6、6、6畳)	3人以上
桜川団地 (三里塚248)	3 (2階、4階)	3K (6、4.5、3畳)	1人以上
名木団地 (名木931)	2 (平屋)	3K (6、6、4.5畳)	2人以上

の通り募集します。

申込資格は次の要件を全て満たす人

- 住宅に困っている
- 同居しようとする親族がいる(高齢者などは単身で入居できる場合があります)
- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8,000円以下(高齢者・障がい者・子育て世帯は21万4,000円以下)
- 市内に続けて6カ月以上、居住しているか勤務先がある

○市税を滞納していない

○申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

○連帯保証人がいる

家賃希望する住宅や、世帯の所得額によって異なる

申込書配布場所 建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所

受付期間 12月3日(月)～17日(月)
(土・日曜日を除く)

受付場所 建築住宅課
※くわしくは同課 ☎20・1564へ。

裁判員制度

名簿記載通知が発送に

平成25年の裁判員候補者名簿に登録された人を対象に、千葉地方裁判所から「名簿記載通知」が送付されます。

この通知は、平成25年2月ごろ～26年2月ごろに裁判員に選ばれる可能性があることを事前に伝えるためのものです。

この段階では、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではないので、すぐに裁判所に向く

必要はありません(実際に裁判所に向くことになった場合には、別途通知があります)。

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿から、くじで無作為に抽出した人の名簿を基に全国の地方裁判所で作成されます。

平成25年の名簿に登録される人数は、全国で25万9,200人です(有権者全体に占める割合は、約40.2人に1人)。

※くわしくは裁判員制度ホームページ(<http://www.sabani.courts.go.jp/>)または千葉地方裁判所 ☎043・222・0165へ。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

納期…11月16日(金)～30日(金)

※くわしくは①②保険年金課 ☎20-1526、③介護保険課 ☎20-1545へ。



市長日誌

10月16日～31日

16日	農業青年団体 農政座談会
17日	印旛郡市特別支援教育振興大会
18日	知事と市町村長との意見交換会
19日	劇団SHOW&GO FESTIVAL成田公演「空から目線でテイクオフ!!」
21日	久住地区敬老会
22日	県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動 成田市アマチュアゴルフ協会秋季大会
24日	成田市更生保護女性会結成50周年記念式典 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議総会
25日	市老連 秋季グラウンド・ゴルフ大会 公民館まつり
26日	成田エアポートツーデーマーチ実行委員会
27日	成田弦まつり
28日	消防操法大会 遠山地区敬老会
29日	印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会
30日	決算特別委員会(～31日)



消防操法大会であいさつ(28日)

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ 1m	測定の高さ 0.5m	測定の高さ 0.05m
小中学校(40カ所)	10月1日～19日	0.05～0.12	0.05～0.13	0.05～0.20
保育園・幼稚園・認可外 保育施設(35カ所)	10月1日～19日	0.05～0.11	0.04～0.12	0.04～0.13
保育園・幼稚園・認可外 保育施設(35カ所)の砂 場・ブランコなど	10月1日～19日	-	0.05～0.15	0.05～0.29
体育施設(42カ所)	10月1日～24日	0.04～0.16	0.04～0.16	0.04～0.17
公園(141カ所)	10月1日～25日	0.04～0.14	0.04～0.14	0.03～0.14
子どもの遊び場 (44カ所)	10月3日～24日	0.07～0.15	0.07～0.15	0.06～0.19
市役所(花崎町)	10月29日	0.11	0.11	0.16
下総支所(猿山)	10月29日	0.12	0.12	0.13
大栄支所(松子)	10月29日	0.10	0.09	0.09
大清水大気測定局 (遠山中敷地内)	10月29日	0.11	0.11	0.12
幡谷大気測定局 (久住体育館隣り)	10月29日	0.11	0.11	0.12

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

空き地の管理

周囲の迷惑にならないように



空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、火災や害虫類の発生原因となったりして周囲に迷惑が掛かります。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。

市では草刈機を無料(刈刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)、下総支所農産土木課(☎96-11112)、大栄支所農産土木課(☎73-8063)へ。

市長への手紙・FAX・電子メール

あなたの声を聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見など生の声を幅広く聴いて、今後の市政に反映させていくための制度です。寄せられた意見は、市長が目を通し、各課に対応を指示します。回答を希望する人には、書面または電子メールで回答します(回答には1カ月程度の期間を要します)。

各課でも、担当する事務事業に対する意見や要望を受け付けています。道路の補修や公園遊具の修理などの早急な対応が必要な内容は、直接相談してください。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて広報なりたなどに無記名で掲載する場合があります。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館など市の施設に所定の用紙(受取人払い)が設置されています。任意のはがき・封書を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは、送付料金は掛かりません(コンビニエンスストアからは有料となる場合があります)。
☎0120-860-279
市外からは送付料金が掛かりま

す。
FAX0476-24-1086

市長への電子メール

市のホームページの「市長への電子メール」(<http://www.city.narita.chiba.jp/form>)から送信できます。

メールフォームを利用できない場合は、Eメール(ntsodan@city.narita.chiba.jp)を利用して

レスからの電子メールを受信できるように設定してください)。

市政とは関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷するようなものは受け付けません。

名前・住所・電話番号を忘れずに書いてください。記入がない場合は、参考意見として受け付けません。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20-1507)へ。

青色申告決算などの説明会
作成のポイントを
分かりやすく

成田税務署では、所得税の青色申告決算書の作成や消費税・地方消費税などの説明会を開催します。

期日と会場

- 12月4日(火)：印西市役所3階大会議室
- 12月5日(水)：印楯合同庁舎2階大会議室(佐倉市)
- 12月6日(木)：成田市中央公民館講堂
- 12月7日(金)：佐倉市志津コミュニティセンターホール

時間：午後1時30分～3時30分

※くわしくは成田税務署個人課税第一部門(☎28・5151)内線212・音声案内で2番を選択へ。

農業用廃プラスチック
回収・処理の希望者は
登録を

市農業用廃プラスチック対策協議会では農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進するために、地区ごとに回収を行っています。回収・処理を希望する人は、事

前に同協議会へ登録してください。
対象：農業用塩ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などで処理してください。

※くわしくは農政課(☎20・1541)、下総支所農産土木課(☎96・1112)、大栄支所農産土木課(☎73・8063)へ。

残土条例

安全・快適な生活のために

市では、土砂の搬入による埋め立て・盛り土・たい積行為や搬入土砂の土質に対して必要な規制を行い、住民の健康で安全な生活を確保するため「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

この条例により、市内で500平方メートル以上の埋め立てなど(一時たい積を含む)を行う場合は、条例に定める手続きが必要になります。安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てなどには利用できません。利用した場合に

は罰則が科せられます。
 ※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

野焼き

禁止されています

野外でのゴミの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの排出だけでなく、灰で洗濯物が汚れる、煙たくて窓が開けられないなど、近隣の住民の迷惑になります。野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外となる行為も、周辺地域の生活環境に著しく影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

乗入れブロック

転倒事故や

冠水の原因になります

車庫の出入り口の前の道路上に乗入れブロックなどを置くことは、歩行者や自転車の転倒事故や冠水の原因になり危険です。

車庫と道路の段差を解消するには、申請することで歩道などの切り下げ工事を自己負担で行うことができます。切り下げできない場所などもありますので道路管理課に相談してください。
 ※くわしくは同課(☎20・1551)へ。

農薬の安全使用

飛散による被害を防ぐために

住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には、農薬の飛散による住民への健康被害が生

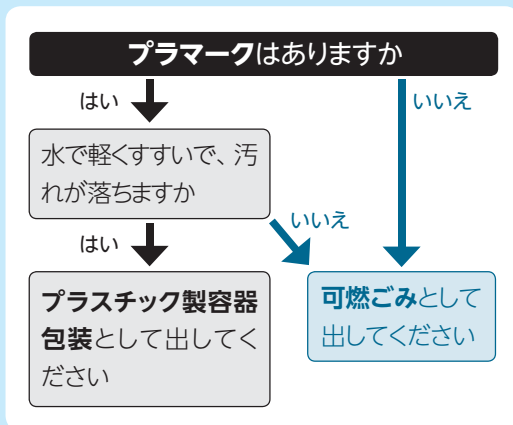
- しないよう、できるだけ農薬を使わないことを心掛けましょう。
- 使わざるを得ない場合は、次の通り安全に配慮して使いましょう。
- 農薬の使用回数と量を減らす
- 飛散しない農薬を選ぶ
- 天候や時間帯に配慮する
- ラベルに記載された内容に従って使用する
- 事前に周辺住民に十分な周知を行う
- 散布区域に人が入らないよう対策を立てる

○ むやみに農薬の混用はしない
 ※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

プラスチックごみの出し方

10月1日からごみの分別区分が変わりましたが、プラスチックのごみが分別されずに出されていることがあります。

ごみを出すときは、次のことを確認してから出してください。



※くわしくはクリーン推進(☎20-1530)へ。